

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項：第9条第2項
処 分 の 概 要：駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 確認事務の委託の手續等に関する規則 第9条第2項（駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：東京都公安委員会が所管する警察署の交通課
問 合 せ 先：警視庁放置駐車対策センター企画運用係 （電話03-3581-4321 内線7870-5112）
備 考：